吉備国際大学 社会福祉学部研究紀要 第19号, 101-111, 2009

児童指導員の業務に関する一考察 -児童福祉法制定当時の児童指導員の業務-

田中 禮子

A Study on Child Counselor Services : Services offered around the time when Child Welfare Law was established

Reiko TANAKA

Abstract

The aim of this paper is to explain the services that were initially offered by child counselors. The writer investigated child counselors working at the child welfare facility to make clear the following: (1) the minimum standard of child welfare facilities (established on December 12, 1948), (2) a manual for child welfare (compiled in 1951), (3) the base number of staff members, and (4) the training system for counselors.

A child counselor was initially assigned to each facility according to the trend of child welfare and casework in America and he/she may have been expected to work as a caseworker. However, the Minimum Standard in Child Welfare Facilities in Japan did not prescribe the job clearly and the training system was not well prepared. Considering these facts, it may be said that child counselor services during the initial phase were to take care of children and give them proper guidance and to secure their safety in daily life.

Key words: Child Counselor Services during the Initial Phase

Minimum Standard of Child Welfare Child Counselor and Childcare Worker

1 はじめに

児童養護施設に入所している子どもたちの日常生活は、 家庭での生活の流れとそれほどかわらない。そこで働く児 童指導員や保育士は、早番・遅番・断続・宿直などからな る交代勤務によって、子どもたちの日常生活面のケアを中 心に、遊びやスポーツ、学習支援や進路相談、掃除・洗濯・ 調理をはじめとする家事援助などのケアワークを行いなが ら、同時に、学校や児童相談所など関係機関との連携をは じめとするソーシャルワークを行っている。¹⁾

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童の生活の場である児童養護施設では、近年、被虐待児の入所割合が高くなり、その上、それらの児童に対する処遇が複雑さを増したことから、個別面接や生活場面での1対1の対応や

吉備国際大学社会福祉学部子ども福祉学科

^{〒716-8508} 岡山県高梁市伊賀町8

^{8,} Igamachi, Takahashi, Okayama, Japan (716-8508)

保護者への援助を行うための被虐待児個別対応職員 や、関係機関と連携し、家庭にかかわり、家族と子 どもの再統合を目指すための家庭支援専門相談員が 平成16年度から配置された。しかし、既に配置され ていた児童指導員と、被虐待児個別対応職員、家庭 支援専門相談員との業務分担についての明確な規定 はなく、平成20年度の全国厚生労働省関係部局長会 議では「豊富な知識と経験を有する主任児童員又は それに準じた職員1人を被虐待児個別対応職員とし て変則勤務から外し、個別面接や生活場面での1対 1の対応、保護者への援助、他の児童指導員等への 助言、里親への紹介等にあたることができる環境を 整え、被虐待児の処遇の充実を図ることにしたので 積極的な取り組みをお願いする」と説明しているだ けである。

これまでに児童福祉施設に配置されている児童指 導員は、一般的には施設においてソーシャルワーク を担当する職員、保育士はケアワークを担当する職 員とみなされ、そのために社会福祉士国家試験受験 資格を取得するための実習においても、また、保育 士資格を取得するための実習においても、助産施設 以外の児童福祉施設は実習施設の一つとして考えら れてきた。(ただし、乳児院は、社会福祉士受験資 格を取得するための実習先には指定されていない。) しかしながら、平成19年12月末に社会福祉士の養成 課程が見直された際に、全国児童養護施設協議会、 全国乳児福祉協議会、全国母子支援施設協議会が連 名で厚生労働省に提出した社会福祉士の受験資格と して認められる「相談援助業務の実務経験」に関す る意見書や、この小論のはじめで提示したような現 実の児童福祉施設での保育士と児童指導員の重複し た業務内容、そして、新たな被虐待児個別対応職員 や家族対応専門相談員の配置等を考え合わせると、 これまでソーシャルワーカーだと認識されてきた児 童指導員の業務を改めて問い直す必要性が生じる。

そこで、この小論では、配置当初の児童指導員の

業務について明らかにすることを目的とした。方法としては、保育所を除くと福祉施設の中では施設数の多い児童養護施設の児童指導員の業務を取り上げ、(1)「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日)、(2)「児童福祉マニアル」(厚生省児童局昭和26年1月)、(3)事務費算定の根拠とされた職員数、(4)養成体制の4点を手がかりとして設置当初の児童指導員の業務を考察する。

2 児童指導員の業務についての検討

- (1)「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日) に見る児童指導員の業務
- 1)この「児童福祉施設最低基準」は、児童福祉法45条の規定に基づいてミニマム・スタンダードとして我が国で初めて立案され、敗戦直後の社会状況のなかで、「理想を高いところに置くのは結構だが、現在の日本人の境内的身長、自治的身長、文化的身長にまず合わせてゆく方が、デモクラシーもピッタリ身に付いたものになる」²⁾との批評を受けながら制定されたものである。

「児童福祉施設最低基準」では、児童指導員については次のように規定されている。

児童指導員は「養護施設で生活指導をする者」である。児童養護施設、精神薄弱児施設(現在の知的障害児施設)、寮育施設(現在の肢体不自由児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設)には必ず児童指導員を配置しなければならず、その場合の児童指導員の配置基準は、児童養護施設では「児童指導員及び保母の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上」、知的障害児施設では「児童指導員及び保育士の総数は通じて、おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上」である。

筆者は、児童指導員及び保育士の総数表現で記されており、児童指導員と保母の区別はされていない

こと、児童指導員の業務については「養護施設での 生活指導」と規定されているが、「児童福祉施設最 低基準」では、施設での保母の業務については規定 されていないこと、(保母の業務は「児童福祉法施 行令(第13条)|で、「児童福祉施設において児童の 保育に従事する」と規定されている) にあいまいさ を感じる。そのため、日常生活の場で、生活指導を することと保育をすることにどのような差異がある のだろうか。また、保育所と養護施設で行う保育に は差異はないのだろうか。「児童指導員及び保母」 のように両職は総じて規定されているが、それぞれ の職種がもつ固有の専門性は重視されていないのだ ろうかという三つの疑問に行き当たる。これらにつ いて、「児童福祉施設最低基準」は、なにも明確に してはいない。そのため、児童指導員の業務は保母 と異なる固有で独立した業務を行うということでは なく、児童指導員と保母の行う日々の業務自体に差 異はないが、その業務を遂行する上での理解の視点 が両職で異なるということなのだろうか、あるいは、 職種が異なる児童指導員と保母ではあるが、それぞ れに異なる視点をもって業務を行うほど専門分化し ておらず、ともに同じ業務を同じ視点で行うという ことなのか、という推測を可能にする。そして、こ れは、「児童福祉に関する中央常設委員会総会」に 出席した委員から「基準にはその内容を規定して置 くことが必要ではないか。」との質疑に、厚生省児 童局企画課長は、「これについてはGHQよりも資 料をもらっているが、余りその資料も多くない。日 本の実情に合わせたものをつくりたい³⁾」と述べて いるように、現実的にはそれぞれの現場の状況にま かせているということが考えられる。

ところで、「児童福祉施設最低基準」が業務について厳密に規定していないのは児童指導員だけではない。「児童福祉施設最低基準」で資格が定められているのは、①寮母(第43条第1項 — 母子寮において、母子の生活指導を行う職員)、②児童厚生委

員(第61条第2項 — 児童厚生施設において、児童の遊びを指導する職員)、③児童指導員(68条1項 — 養護施設において、児童の生活指導を行う職員)④教護(第97条第1項 — 教護院において、児童の教護を行う職員)⑤教母(第97条第1項 — 教護院において、児童の保護を行う職員)の5種類であるが、その業務については、どれも厳密に規定されてはいない。これらについても、同じように現場でのそれぞれの実態に合わせた判断にまかせていると考えられる。

2) さて、児童指導員の資格要件は、下記の資格 のうち、どれか一つに該当していることと「児童福 祉施設最低基準第69条」に規定されているが、ここ ではソーシャルワークに必要な知識を児童指導員に 求めてはいない。(後述するが、保母の養成課程で は社会事業一般、児童福祉事業概要、ケース・ワー ク、グループ・ワーク、児童の福祉に関する法令の ようなソーシャルワークに必要な基礎的な知識や技 術の習得が求められている)したがって、筆者は、 この要件を見る限りでは、当時想定されていた児童 指導員の業務は、児童と生活をともにしながら、児 童の衣食住を保障すること、日常の規則正しい生活 を指導し、児童のもつ日常生活上の問題点の改善を 指導することにあり、ソーシャルワークという固有 の視点を取り入れた業務は期待されていなかったの ではないかと考える。

児童福祉施設最低基準第69条

- 1 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 2 大学(大学令による大学をも含む第109条第2項)の学 部で心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称するこ とを得ること
- 3 学校教育法の規定による高等学校、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認

定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 4 学校教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学 校の教諭となる資格を有する者であって、厚生大臣又は 都道府県知事が適当と認定した者

通常の課程による12年の学校を修了して、2年以上児 童福祉事業に従事したこと

- 5 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生大 臣又は都道府県知事が適当と認定した者
- 3) さらに、児童指導員の配置が義務づけられている3施設のうちの一つ、養護施設の児童指導員を取り上げ、児童指導員の業務として何が求められていたのかについて検討したい。養護施設の児童指導員に関する規定を「児童福祉施設最低基準」から以下に抜粋した。
- 第68条 養護施設には、児童指導員(養護施設において、 児童の生活指導を行うものをいう。以下同じ)、嘱託 医、保母及び書記を置かなければならない。

児童指導員及び保母の総数は、通じておおむね児 童十人につき一人以上とする。

- 第70条 児童養護施設における生活指導は、児童の自治を 尊重して、児童が日常の起居の間社会の健全な一員 となるよう集団的及び個別的にこれを行わなければ ならない。
 - 2 生活指導は、日々及び年間の実施計画に基き、特に児童が余暇において行う集団遊び、お話、音楽、リズム、絵画、制作、運動、自然研究及び社会研究のうち、適当なものを選びこれを行うものとする。
- 第72条 養護施設の長は、児童指導員及び保母のうち、少なくとも一人を児童と起居をともにさせなければならない。
 - 2 養護施設においては、児童の養護に支障がない場合には、施設の長及び前項の児童指導員又は保母と 起居をともにしなければならないやむを得ない事情のある者は、これを児童と起居をともにさせること

ができる。但し国、都道府県、又は市町村の設置する養護施設にあっては左に掲げる者に限る。①指導 員の妻 ②児童指導員又は保母の子であって、満20 歳に満たない者 ③児童指導員又は保母の父母 ④ 前項の児童指導員又は保母と起居をともにしなけれ ばならないやむを得ない事情のある者であって厚生 大臣又は都道府県知事の許可を得た者、

第74条 養護施設の長は、児童の通学する学校、児童の保護者及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

児童養護施設には児童指導員とともに保母が配置 されている。児童養護施設における児童指導員の業 務は、生活指導であり、「日々及び年間の実施計画 に基き、特に児童が余暇において行う集団遊び、お 話、音楽、リズム、絵画、制作、運動、自然研究及 び社会研究のうち、適当なものを選びこれを行うこ とである」とある。さらに、「児童福祉施設最低基 準施行について」(昭和23年12月29日第67号厚生次 官通牒では、養護施設、精神薄弱児施設、療育施設、 教護院での生活指導について、「これらの各施設に おける保護又は教護の中心となるものであって、そ の範囲はきわめて広く、児童の心身に生起するすべ ての問題に関して、指導を行うものであり、その児 童がその日常生活を通して将来心身ともに社会の健 全な一員となるように留意されなければならない。 4) | とある。

そしてまた、昭和22年6月17日に開かれた児童福祉に関する中央常設委員会第1回総会の報告書では、出席委員と厚生省児童局企画課長との児童福祉法案に関する質疑の中で、「生活指導というのには、社会生活の共同生活のための指導をしてほしいということである。⁵⁾」との発言もある。

一方、保母の業務についての規定は「児童福祉施

設最低基準」にはなく、保母については、「児童福 祉法施行令」(昭和23年3月31日)で、「児童福祉施 設において児童の保育に従事する女子」で「主務大 臣の指定する保母を養成する学校その他の施設を卒 業した者 | あるいは、「保母試験に合格した者 | が これに「充て」られる(同令第13条第1項)と規定 されているが、業務に関しては何も規定されてはい ない。ただ、「児童福祉法施行に関する件」(昭和23 年3月31日厚生次官依命通牒)では、今回、新たに 保母という資格を設け、昭和23年度から保母試験を 都道府県知事が施行すること、そして「児童の保育 に従事する女子」については、保育所におけるいわ ゆる保母のみに限るものではなく、広く児童福祉施 設において自己の責任において児童の世話、指導等 保護に当たる女子をいうものであること、助産婦、 看護婦又は保健婦を除くのはもちろん従来の母子寮 のいわゆる寮母、保母を援ける保母助手、代用保母 等の如き女子はこれに該当しないことなどが示され ている600

以上のことから、児童指導員は「日常の生活を通じて、集団的及び個別的に児童の生活指導」業務に当たる職員であり、保母もまた「日常の生活を通じて、児童の世話、指導等の保護」業務を行う職員であるので、両職種ともに、日常の生活を通じて、児童の生活にかかわる直接処遇を行うことによって、児童福祉法(昭和22年12月12日成立時)第41条に規定する養護施設の目的、すなわち、入所児童を養護することにかかわる職員であるということであろう。

当時の厚生省児童局長は、「教護院、精神薄弱児施設等とことなり、児童自身は精神的、肉体的に比較的ノーマルであるが、その社会的環境が児童の福祉に適していない者(主な者をあげると、孤児、被虐待児、貧児、被等閑児童)」「引き取り場所の無い乳児院退所児童」や、「不良性が除去された教護院退所児」等をも含めた幅の広い児童」を入所させて、その児童の「心身の健全な育成を保障する」のが養

護施設であると解説している⁷⁾。このような児童に 対する認識の下で、養護とはどのようなことをいう のだろうか。養護とは、児童として養育され、大人 から保護され、護られることを意味する。心身の発 達過程にある児童は、大人への依存を通して発達す る。したがって、日常の生活を通じて、児童の世話、 指導等の保護が必要になる。また、入所している児 童は、入所を余儀なくされた個々の問題によって形 成された人間的な歪みや不信感を抱えている。これ らを回復させ、社会に適応できる人間として生きら れるように、日常の生活を通じて、児童の世話、指 導等の保護に加えて、集団的及び個別的に児童を指 導することが求められるのであろう。これが養護の 意味するところであり、心身の健全な育成を保障す ることである。これは世間一般の家庭で児童に与え られるべきだと考えられているものと変わりがない ということである。

また、児童福祉施設最低基準第72条第2項からは、 児童指導員は男性であることが想定できる。保母は 女性であることから、児童指導員と保母は、男女の 職員がそれぞれの特質を生かしながら児童の生活に かかわる、いわゆる父親役、母親役の直接業務を行 う者として見なされていたのだろうか。松崎芳伸は、 母子寮の「少年を指導する職員」(少年が20人以上 入所している母子寮に置かれる。) について、「母子 寮はいうまでもなく女所帯であり、物心のついた児 童を指導するには女親だけでは物足りない点がある ことがある。これはそういう女所帯の欠陥を補うと いう意味で置かれるのであり、単なる家庭教師的意 味ではない。従って、それは大部分男であることが 予定されている。⁸⁾」と説明しているが、この説明 は「児童福祉施設最低基準」が定められた当時の、 児童指導員にも共通する一般的な認識を示している と考えるならば、上記の推測はそう的がはずれては いないだろう。

ところで、第74条で施設長に求められている児童

の父母、関係者、関係機関などに協力を依頼し働きかける業務は、配置されているどの職種が担当するのだろうか。「児童福祉施設最低基準」にはそのことについての規定はなく、その判断は施設長に委ねられている。これらは日常の業務の中に組み込まれ、指導員と保母がともに担うということも考えられる。あるいは、施設長が、あるいは児童指導員が担うということもあり得る。これらの推測も規定の不明瞭から生じるものである。

(2)「児童福祉マニアル」⁹⁾ に見る児童指導員の 業務

このマニアルは国際連合より派遣されたアリス・ K・キャロールが大阪府、福岡県、宮城県の各児童 相談所において行った実地指導の内容をまとめたも のである。児童相談所の職員を対象にしたものであ るが、施設の職員に関する記述があるので、それを 当時の児童指導員の業務を検討するための資料とし て取り上げることにした。

このマニアルでは、施設の職員になるとき、子どもの援助計画を実行する能力と子どもに対する興味という基本的な資格を備えていることが第1の必要条件であるとした上で、ハウスマザー(寮母と訳されているが保母のことであろう)とケースワーカーの業務について以下のように説明している。

保母について

15~20人の子供を単位とする寮には一人づつ寮母を置かなければならない。寮には寮父母を配置する傾向がある。教育的見地から子供たちが両親にあたる人との接触を持つことは非常に大切である。英国では、既婚の夫婦を寮父母として仕事をさせている場合がある。寮父は自分の仕事を持ち、毎朝出勤し、寮母は子供たちとともに日中、生活をする。寮父は、晩と休日に子供の父としての時間を提供するのである。寮母は、子供の生活の日課(食事、睡眠、衣服、入浴、手洗いや便所の訓練、勉強、遊びや躾)を処理する。寮母は集団の指導者であり、母性的要素は強調しすぎるこ

とはないほど重要である。子供たちの個人的な行為上の困難な問題を施設の職員であるケースワーカーと相談するのは、寮母であり、児童の特殊必要についてのすべての助言は寮母に届けられる。

ケースワーカーについて

各施設には専属のケースワーカーを置くべきである。ケースワーカーは子供を訪ねてきた両親と面会し、子供達の状況を話してきかせる。また、両親とたえず交渉をもつ児童福祉司や福祉主事と連絡をする。施設の職員(施設長、寮母等)に対しては、児童についてよく説明をし、」施設がその子供のために計画していることを伝える。ケースワーカーは他の機関と密接に交渉し、他機関と共同して働き、退所後の児童や家族に対する監督の必要について、その機関とともに計画することができる。

このマニアルでは、保母とソーシャルワーカーの 業務を明確に区別して、異なる職種であること示し ている。しかしながら、前述したように、「児童福 祉施設最低基準」では、このケース・ワークの機能 は施設長の職務として規定されており、施設長がど のようにして実践するのかについては明らかにされ てはいない。

このことについて、仲村優一は、「ケースワークを行うことを主要な任務とする職種はどれかについては、異論もあるかもしれないが、指導員と考えるのが妥当であろう」¹⁰⁾と述べ、その根拠を、保母はケースワーカーではなく独自の養成課程をもつ独自の職種であり、他方、指導員は指導員という独自の職種ではなく個々のソーシャルワークを行う指導員として機能するのが妥当であろうと説明している。そしてまた、このことについて伊藤淑子は、「児童福祉法案」の国会提出に伴って厚生省児童局から用意された答弁資料の中での「養護施設は、児童委員と緊密に連絡を保つとともに、その施設にケース・ウォーカーをおくように努めなければならないこ

と」という説明を示し、「児童指導員が施設内でケー ス・ウオークを行うものとして位置付けられて居た ことが分かる11)」と述べているが、筆者はこの「児 童福祉法逐条説明12)」の中にもケース・ウォーカー は指導員であるとの説明を見出すことはできなかっ た。(この答弁資料のいう児童委員とは、成立法に いう児童福祉司及び児童委員のことである)しかし、 現実的には保母を除くと、ケースワーカーとして考 えられる職種は児童指導員あるいは、施設長しかい ないのは確かである。ただ、このマニアルの影響に ついて、窪田暁子が「アメリカのソーシャルワーク 実践が、児童の社会的養護に関しては里親制度を軸 に展開していたこともあって、児童福祉分野でも、 いくつかの限られた児童相談所を除けばソーシャル ワーク理論の影響は余り強くなかった。13)」と述べ ているように、これまでの日本の文化とは異なる文 化の中から生成したケースワークの理論と方法が、 日常の生活の営みとの関連においてそのまま理解さ れ、利用されたということではなく、日本流に消化 され、取り込まれて、紹介されたマニアルとは異な る形の日本流ケースワークが実践された可能性があ る。

(3) 職員数から見る児童指導員の業務以下は、松崎芳伸が「「児童福祉施設最低基準」

施行に伴う費用の限度に関する件」(昭和23年12月

29日児第64号児童局長、会計課長通知)に従い、児童を児童福祉施設に委託する場合の委託費中の事務費算定の根拠として作成した職員数である¹⁴。

委託費は事務費と事業費に分けて考えられており、その内、事務費とは、施設の維持や経営に必要な職員に伴う経費(俸給、給料、諸手当、旅費等)及び事務執行に伴う経費(備品、筆紙墨文具、事務所に必要な光熱費、その他)等である。松崎芳伸は、当時の厚生省児童局企画課長であり、この当時の行政の意向を示していると思われる。

この表の職員数を見ると、児童の収容人数が多い 程配置数が増えているのは、児童指導員、保母、雇 傭人である。これはこれらの職種が直接児童にかか わる職種であるということを示していると思われ る。また、配置される児童指導員と保母の数を比較 すると、児童の収容人数が100人以下であると、配 置される児童指導員と保母の数は同じか、あるいは 保母の数が多くなっており、児童の収容人数が100 人を超えると、児童指導員が保母より多い。このこ とから、児童の集団が大きくなれば、女性である保 母では対応が困難になる場合があることを危惧して 児童指導員を多くするという配置になっているので はないかと考えられ、したがって、児童指導員は男 性が想定されているということ、また、同じ指導員 でも職業指導員の数は児童の収容人数には影響を受 けておらず、その理由を職業指導を専属に行う者で

施設の	300 人収容	150 人収容	100 人収容	50 人収容	30 人収容
職種 規模					
所長 (児童指導員)	1	1	1	1	1
児童指導員	13	7	4	2	1
書記	2	2	1	1	1
保 母	12	6	5	2	2
職業指導員	2	1	1	1	1
雇傭人	8	5	4	2	1
嘱 託 医	1	1	1	1	1
合 計	39	23	17	10	9

あるからと考えれば、児童の収容人数には影響を受ける児童指導員は専属のソーシャルワーカーではないということが推察できる。

このような職員配置は、精神薄弱児施設、療育施設でも同様な傾向が見られる。当時のこれらの施設における児童指導員の状況を現していると思われる記述がある。

糸賀一雄の著した『この子らを世の光に』に知的 障害児のグループ「さくら組」を担当している辻教 官と鳥居保母の生活指導の様子を垣間見る記事であ る¹⁵⁾。

新しい「さくら組」は2年を経過した。・・・ようやくこの白痴児(現在では知的障害児と呼ばれているがこの小論では原文に従って記述する。以下同様)グループに生活指導のこまかい枠組みがつくられたので、それを厳重に実行しようということになった。しかし、いざとなると、生活の現場では辻教官と鳥居保母は、細部のいろいろな点で意見を異にし、激しく対立もした。そこには意見の対立だけではなく感情の対立もあった。辻教官の人間性はその当時、むしろかたくなといえるほどでした。・・・ところが鳥居さんの性格は全く対照的で、徹底的なマザータイプというのであった。この二人はお互いの性格のちがいに悩みながらも、共通の目的にむかってひたむきに努力していった。この努力の故にこそ子どもたちの心の世界の広がりがあったともいえる。

.

子どもたちの毎日の姿のなかにも、なにか強制されてせっぱつまったというような、ぎりぎりの動きが、しだいにゆとりのあるものになり、とみになごやかさを加え、しかも自発性をさえそのなかに見出すことができるようになってきたのである。

.

辻教官の報告:今年になってから保母も私も、なんと 負担が軽くなったことか。・・・飯あげ、分配、食事 作法の指導監督、食器洗い等すべてを子どもが自分 でやるようになったのである。

(4)養成

児童福祉法(昭和22年12月12日)第35条第4項に は、「児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養 成施設を付置することができる」と規定されている。 当時の厚生省児童局長である高田正巳は、この養成 施設について「児童福祉法第35条第4項の規定がも うけられているのは、児童福祉施設の職員養成施設 の生徒が実習を行うにあたって、当該養成施設が児 童福祉施設に付置されていると幾多の便宜があるの で、このことを念のために規定したに過ぎない」と 述べ、さらに「児童福祉施設の職員の養成施設とい うのは、児童福祉施設で働く職員すなわち、保母、 寮母、児童指導員、児童厚生員、教護職員(主とし て教護) 等を養成する施設をいうのであるが、現在 のまでのところ『保母を養成する施設』と『教護職 員を養成する施設』があるにすぎない」と当時の状 況を説明している16)。すなわち、昭和26年9月の時 点で、保母の養成施設は26カ所あるが、児童指導員 の養成施設は全くないということである。これは、 児童福祉法案逐条説明(答弁資料)の中で「さしあ たり考えられるのは教護院職員と保育所等の保母の 養成施設である¹⁷⁾。」と説明しているように当初か ら児童指導員の養成施設は考えられていなかったと いうことの結果である。

保母の養成については、「保母養成施設の設置及び運営に関する件」(昭和23年4月8日児発第105号)で目的、設置主体、養成所の職員、定員、修業年限、教育内容等の基準を示し、保母の養成にかかわる31科目の教科として、保育、育児、看護、栄養、音楽、遊戯、絵画、製作等とともに社会事業一般、ケース・ワーク、グループ・ワーク、児童の福祉に関する法令¹²⁾が含まれている。これによって、少なくとも保母はソーシャルワークと社会福祉の基本的な知識を得ていることになる。それに対して、児童指導員

には、ソーシャルワークや社会福祉の基本的な知識 を得る機会が与えられてはおらず、前述したように 「児童福祉施設最低基準」に規定されている児童指 導員の資格要件をも勘案すると、筆者には児童指導 員の業務にソーシャルワークを含めること自体が無 理なことだと思えてくる。

3 配置時に期待された児童指導員像と実際の児童 指導員

児童指導員の配置を決めた「児童福祉施設最低基 準」はフラナガン神父の提案により、GHQが指示 してつくられたものである¹⁸⁾。従って、当時のアメ リカの児童の福祉に対する動向やソーシャルワーク の影響が強く反映されていると考えられる。1940~ 1950年代のアメリカでは、児童福祉の援助にはパー ソナリティや親子関係、家族関係の知識が要求され、 またハミルトンやホリス等のケースワーク理論が主 流であった。したがって、GHQは、アメリカでの 実践と同様に日本においても地域には児童福祉司 を、児童福祉施設にはケースワーカーを配置して、 児童の福祉問題に対処させようとしたのであろう。 しかしながら、日本の福祉にかかわっていた職員の 実態は、宮城県の児童相談所の筑前甚七のように、 A. K. キャロールの講義を受け、「大きく目が開 いた」¹⁹⁾と述べている者がいる一方で、D. デッソー が「福祉職員になりたくってなったのではなく、命 令で配属されたというだけなので、学びたいという 気持ちさえもなかったのです。しかも、福祉のこと をよく知っているからというのでもなく、長年公務 員として働いてきたからという理由で上司になった 人を教えなければならなかったのです。ほとんどの 人がお爺さんで、福祉のことは知らず、また新たに 学ぶこともしたくないという人たちでした」²⁰⁾ とい う証言をしているように、ケースワークやグループ ワークの概念自体を十分に理解することができてい ない人も多かったのではなかろうか。このような状 況の中で配置された児童指導員である。

- (1)「児童福祉施設最低基準」の検討からは、児童指導員は養護施設で生活指導をする職員であるが、業務内容が明確に規定されていないので、全体像を把握することができない。提示されている規定からは児童指導員がソーシャルワークを行う専門職というよりは、男性が配置され、父親代わりの役割を果たすための職種として認識されていたという推測が可能になる。
- (2)「児童福祉マニアル」の検討からは、保母とケースワーカーの職務内容が区別され、児童指導員がケースワーカーの職務を果たすことが期待されていたのだろうという推測はできる。しかし、「児童福祉マニアル」に書かれている内容が当時の日本人に十分に理解されたのかどうかについては、はなはだ疑問である。
- (3)「職員数」の検討からは、児童指導員は、保母と同様に子どもにかかわる直接処遇職員であり、児童指導員は男性であること、児童指導員は専属のソーシャルワーカーではないということが推察できる。
- (4)「養成」の検討からは、児童指導員は新しく 設置された職種ではあるが、養成体制が整備されず、 基本的な児童福祉やケースワークについての知識も 技術もない状態で配置されており、児童指導員自身 がどのように職務を遂行すればよいのか理解できて いなかったのではないかと推測することができる。

以上のことから、GHQにより児童指導員に求められた業務はケースワークやグループワークを中心としたソーシャルワークであったかもしれないが、当時の日本では、その専門性を担保するための体制が整わず、児童指導員はソーシャルワークの固有な視点がもてない状態の中で日本流ソーシャルワーカーとして、保母とともにケア担当者としての業務を求められるままに果たし、必要に応じて外部との連絡調整なども行っていたのではなかろうか。

4 おわりに

児童福祉法が成立し、「児童福祉施設最低基準」 が制定されて以来、35年が経過した昭和57年に開催 された全国養護施設長研究協議会の協議資料の第2 研究部会B分科会のテーマは、「現任訓練」であっ た。そこでは、まだ、「養護施設における直接処遇 職員としては、保母及び児童指導員等があり、いず れもその資格が児童福祉法等によって規定されてい る。しかしながら、保母と児童指導員では、その規 定されている内容が異なっており、入所児童に対す る日常処遇の現状やあり方等から考えるとそれらの 職員がどのように役割を果たしていくのか、その役 割に応じ必要となる職員の資質をいかに高めるのか 等、今後検討すべき課題が多い。²¹⁾」という趣旨が 述べられている。また、平成9年に行われた児童福 祉法の改正に伴い、「児童福祉施設最低基準」の検 討をした「全養協制度検討特別委員会中間報告(抜 粋)」22) においても、児童指導員と保母は総じて直 接処遇職員として取り扱われており、新たな8職種 の配置の必要性を検討してはいるものの、児童指導 員の業務については全く触れられていない。さらに、 同時期に開かれた座談会、「有識者児童福祉法改正 案と養護実践の課題を探る一のなかで、元厚生省専 門官であり、現在大学教授である柏女霊峰は、児童 指導員の職務についてこのように述べている。「私 はある養護施設で指導員と保母が一日どんな仕事を しているのかということをヒアリングしたことがあ

るのです。実に多様な仕事をしています。生活を総合的に支援するというのは当たり前なんですが、では、養護施設の保母は何をする人なのか、あるいは指導員は何をする人なのか、仕事の中身を私はきちんと整理した方がいいのではないかと思います。その中でいま何が欠けているのか、どこに力をかけなければいけないか、そういう作業を丁寧にやっていくことが必要なんじゃないかと思っています。²³⁾」

児童指導員が配置されて、60年が経過した現在でもその業務が明確になっていない現実がある。被虐待児個別対応職員や家庭支援専門相談員が配置された現実がある。児童指導員と保母の業務は同一である²⁴⁾という現実がある。また新たに児童福祉法が改正され2009年度からは児童養護施設内での職員の虐待問題への取り組みが求められる現実もある。

以上のことから、筆者は、これまでの経緯にこだわらず、これらの現実をふまえて、入所児童福祉施設においては、児童指導員と保育士という職種区分を廃止し、生活支援担当職員一種、二種として一括し、資格要件として一種には、現行の児童指導員の資格要件に加えて、ソーシャルワークの基礎研修の義務付けを、二種には、保育士という資格要件を設定するとよいのではないかと考えるに至っている。

最後にこの小論では、引用資料の時代に合わせた 用語を使用しており、現在とは多少異なっている点 をお断りしておく²⁵⁾。

注

- 1) 望月彰, 2006, 子どもの社会的養護-出会いと希望のかけはし、建帛社, 101頁
- 2) 松崎芳伸, 1949, 児童福祉最低基準, 網野武博他編集, 児童福祉基本法制 (第12巻), 日本図書センター, 2006, 14頁,
- 3) 児童福祉法研究会, 1978, 児童福祉法成立資料集成 (上巻), ドメス出版, 742頁
- 4) 児童福祉法研究会, 1979, 児童福祉法成立資料集成 (下巻), ドメス出版, 512頁
- 5) 児童福祉法研究会, 1978. 児童福祉法成立資料集成(上巻), ドメス出版, 744頁
- 6) 児童福祉法研究会, 1979, 児童福祉法成立資料集成(下巻), ドメス出版, 409~410頁
- 7) 高田正巳, 1951, 児童福祉法の解説と運用, 網野武博他編, 児童福祉基本法制(第8巻), 日本図書センター,

2006. 286~288頁

- 8) 松崎芳伸、前掲書113頁
- 9) 厚生省児童局, 1951, 児童福祉マニアル, 網野武博他編, 児童福祉基本法制 (第9巻), 日本図書センター, 2006, 100~102頁
- 10) 吉村公夫, 2005, 児童指導員とソーシャルワーク, 名古屋市立大学大学院人間文化研究科, 人間文化研究第3号, 31~41頁

仲村優一, 1970, ケースワーク第2版, 誠信書房, 52~56頁

- 11) 伊藤淑子, 社会福祉職発達史研究, 1996, ドメス出版, 251頁
- 12) 児童福祉法研究会, 1978, 児童福祉法成立資料集成 (上巻), ドメス出版, 810頁
- 13) 窪田暁子, 2002, 社会福祉実践分野と社会福祉の方法, 仲村優一他偏, 戦後社会福祉の総括と21世紀への展望Ⅳ, ドメス出版, 114頁
- 14) 松崎芳伸, 前掲書, 132頁
- 15) 糸賀一雄, 2003, この子らを世の光に~近江学園二十年の願い, 日本放送出版協会, 287~290頁
- 16) 高田正巳, 前掲書, 264~268頁
- 17) 児童福祉法研究会, 1978, 児童福祉法成立資料集成 (上巻), ドメス出版, 806頁
- 18) 児童福祉法研究会, 1978, 児童福祉法成立資料集成 (上巻), ドメス出版, 742頁
- 19) 伊藤淑子, 社会福祉職発達史研究, 1996, ドメス出版, 249頁
- 20) 伊藤淑子, 前掲書, 253頁 ドロシー・デッソーの証言, 1978, 社会福祉研究所, 占領期における社会福祉資料に関する研究報告書, 社会福祉研究所, 273頁
- 21) 第36回全国養護施設長研究協議会協議資料, 1982, 全国養護施設長研究協議会, 74頁
- 22) 全国養護施設協議会, 1997, 児童養護, Vol28 (No 1), 11~15頁
- 23) 全国養護施設協議会, 1997, 児童養護, Vol28 (No 1), 26頁
- 24) 2008年10月21日、岡山県下のA養護施設において、被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員から、施設内での児童指導員、保育士の業務内容や被虐待児個別対応職員、家庭支援専門相談員と児童指導員との関連等について話を聞いた。
- 25) 例えば、児童委員、保母、精神薄弱児施設は、それぞれ現在の保育士、児童福祉司、知的障害児施設である。